



愛労発基0711第1号
平成26年7月11日

一般社団法人日本クレーン協会
東海支部長 殿

愛知労働局長



移動式クレーン及び車両系建設機械の安全な使用の徹底について（要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における移動式クレーン及び車両系建設機械が起因した死亡災害は、昨年のドラグ・ショベルに起因する死亡災害の多発傾向以降、本年入っても歯止めが掛からず、クレーン機能付きドラグ・ショベルの川への転落をはじめとする移動式クレーンや車両系建設機械に起因する死亡災害が6月末日で、既に6名と誠に憂慮すべき状況にあります。

そのうえ、甚大な被害を及ぼすおそれのある建設現場における移動式クレーンの転倒事故、ジブの折損事故が4件相次いで発生しており、当該事故の防止も喫緊の課題となっているところです。

これらの災害は移動式クレーンにあっては「定格荷重を超えて荷を吊ったこと」又は「MLの精度低下を招く横引き、斜め吊りをしたこと」、車両系建設機械にあっては「危険範囲への立入禁止措置の不徹底」「無資格者による運転操作」などを原因として発生しています。当局におきましては、同種災害の再発防止を図るため、今後あらゆる機会を通じて労働災害防止対策を積極的に推進していくこととしておりますので、貴職におかれても会員事業場等関係者に対し、別紙会員事業場への局長要請文及びリーフレットの配布により周知いただくとともに、貴協会において作成された作業計画書の活用による点検の実施、建設業労働災害防止協会策定の「平成26年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める建設機械・クレーン等災害防止対策の確実な実施などにより、労働災害防止対策と併せて移動式クレーン及び車両系建設機械の安全な使用の徹底を図られるよう要請いたします。

なお、実施された会員への周知状況等について、8月中に報告願います。

愛労発基0711第1号の1
平成26年7月11日

一般社団法人日本クレーン協会
東海支部 会員事業主各位

愛知労働局長
(公印省略)

移動式クレーン及び車両系建設機械の安全な使用の徹底について（要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における移動式クレーン及び車両系建設機械が起因した死亡災害は、昨年のドラグ・ショベルに起因する死亡災害の多発傾向以降、本年入っても歯止めが掛からず、クレーン機能付きドラグ・ショベルの川への転落をはじめとする移動式クレーンや車両系建設機械に起因する死亡災害が6月末日で、既に6名と誠に憂慮すべき状況にあります。そのうえ、甚大な被害を及ぼすおそれのある建設現場における移動式クレーンの転倒事故、ジブの折損事故が4件相次いで発生しており、当該事故の防止も喫緊の課題となっているところです。

これらの災害は移動式クレーンにあつては「定格荷重を超えて荷を吊ったこと」、「MLの精度低下を招く横引き、斜め吊りをしたこと」、車両系建設機械にあつては「危険範囲への立入禁止措置の不徹底」、「無資格者による運転操作」などを原因として発生しています。当局におきましては、同種災害の再発防止を図るため、今後あらゆる機会を通じて労働災害防止対策を積極的に推進していくこととしておりますので、貴事業場におかれましても、労働災害防止対策と併せて移動式クレーン及び車両系建設機械の安全な使用の徹底を図られるよう要請いたします。